

滋賀県老人クラブ活動等事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、老人クラブ活動の推進を図るため、市町が行う老人クラブ活動等事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は次の事業とする。

老人クラブ活動等事業

平成13年(2001年)11月6日滋レ第1307号滋賀県健康福祉部長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき市町が実施する事業

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに取得価格または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第 5 条 この補助金の交付の申請は、別紙様式 2 により毎年度、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更交付申請)

第 6 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、協議のうえ第 5 条に定める申請手続に従い、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

第 7 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払いにより交付することができる。

2 概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 3 による滋賀県老人クラブ活動等事業費補助金概算払請求明細書を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第 8 条 この補助金の事業実績報告は、別に定める日までに別紙様式 4 による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 9 条 第 4 条の規定に基づく補助事業内容変更（中止・廃止）の承認申請、第 5 条の規定に基づく交付申請、第 6 条の規定に基づく変更交付申請、第 7 条の規定に基づく交付請求、および第 8 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、厚生労働大臣の交付の決定があった日から起算して、14日以内に交付の決定を行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成21年10月16日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は平成26年6月25日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(別表)

事業名		1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率
(1) 老人クラブ等 事業 1か所当たり	① 均等割	2,860円×活動月数	老人クラブ等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	2 / 3
	② 地域いきいき 事業	155円×活動月数		
(2) 市町老人クラブ 連合会が行 う事業 1か所当たり	① 均等割	194,000円	老人クラブ連合会が行う事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	
	② 会員数割	58円×会員数		
	③ 特別事業	知事が必要と認めた額		
(3) 市町老人クラブ連合会が行う健康 づくり事業 1か所当たり		知事が必要と認めた額	老人クラブ連合会が行う健康づくり事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	
(4) 新しい老人クラブ創造推進員設 置事業 1か所当たり		30,000円×活動月数×1/2×(1人+加配人数)	新しい老人クラブ創造推進員設置事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	